

秘 第 3 号
平成20年4月16日

仙台市青葉区中央4丁目3番28号 朝市ビル3階
仙台市民オンブズマン
代表 十河 弘 様

宮城県知事 村 井 嘉 浩



申入書への回答について

平成20年4月7日付けで申し入れのあったこのことについては、下記のとおりです。

記

○平成20年4月2日の記者会見における県警捜査報償費非開示処分取消訴訟判決及び政務調査費に関する発言は、質問に対してあくまで所感を述べたものであります。

○県警捜査報償費については、訴えの提起の相手方は宮城県であることは承知しております。非開示処分を行った処分行政庁は警察本部長であり、当該訴訟で宮城県を代表するのは公安委員会となり、警察本部長が被告として裁判上の一切の権限を有することとなります。警察本部長が控訴手続きをとりましたので、推移を見守ってまいりたいと考えております。

○政務調査費については現在係争中であり、まさに司法の判断を仰いでいるところですので言及は避けませんが、これまで県議会においては政務調査費の使途の透明化に向けた情報公開の拡充をはじめ、様々の自主的な改革に取り組んでいただいております。政務調査費のより適正な支出の確保につきましても、議会の自律性の観点から議会が自主的に判断することが適切であると考えております。

担当： 総務部秘書課
川 名
電話 022-211-2210